

ちば文化資産選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』の選定に当たり、有識者等から広く意見を求めるため、ちば文化資産選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
なお、選考委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項について県に提言する。

- (1) ちば文化資産の募集に関する事項
- (2) ちば文化資産候補の選定に関する事項
- (3) ちば文化資産の選定に関する事項
- (4) その他前各号に関連して必要な事項

(組織)

第3条 選考委員会は、千葉県環境生活部長が依頼する委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 各委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 選考委員会は、千葉県環境生活部県民生活・文化課長が招集する。

2 選考委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 議長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、千葉県環境生活部県民生活・文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。